

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項および第 2 項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成 25 年 5 月 17 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地 スーパーセンタートライアル滋賀大津店 大津市玉野浦字川崎 2162 番 1

### 2 提出された意見の概要

#### (1) 大津市からの意見

ア 災害時において、駐車場を地域避難場所として使用するなど、地域からの協力要請があった場合については十分に配慮いただくようお願いしたい。

イ 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の定めるところにより、地域の住民等の理解が十分に得られるよう努めるとともに、防犯の観点に十分留意し、それぞれの各種団体との積極的な連携、協力をお願いします。

ウ 青少年の健全育成の見地から、具体的な防犯対策を講じること。また、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力されたい。

エ 造成工事等に伴う騒音、振動および粉じんの発生防止ならびに汚濁水の流出防止対策を講じること。

オ 騒音規制法、振動規制法および大津市生活環境の保全と増進に関する条例に規定する特定建設作業を行う場合は、作業実施日の 7 日前までに特定建設作業実施届出書を提出すること。

カ 土壌汚染の未然防止の観点から、造成に用いる土砂は、有害物質等による汚染のない良質土を用いること。

キ 排出されるごみは事業系廃棄物ゆえ廃棄物の処理及び清掃に関する法律 3 条に基づき自己処理（大津市の許可業者への委託も含む）等するとともに、家庭系ごみの集積所への排出は厳に慎むこと。

ク ごみの減量化、再資源化に努めること。

ケ 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第 31 条に基づく保管庫を設置すること。また、新設ごみ集積所に隣接する土地所有者に土地利用者に土地利用計画を十分に説明し、理解を得ること。

コ 大津市廃棄物の処理および再利用の促進並びに環境の美化に関する規則第 15 条の保管基準を遵守すること。

サ 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻、がれき類等の産業廃棄物の処理については廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。

シ 当該地で広告物を提出する際には、提出する広告物の種類や大きさ、内容などによって許可が必要となるため、事前に当課と協議を行い、必要であれば許可を得ること。

ス 駐車場を有料化する場合には、駐車場法に基づく届出について当課と協議すること。

- セ 大津市建築基準条例第 29 条～第 31 条の規定を遵守すること。
- ソ 駐車場への誘導方法や、道路の渋滞対策について検討すること。
- タ 当該申請地付近の道路は、瀬田南学校および瀬田中学校の校区に該当するので、工事等の際には児童・生徒の登下校時における工事用車両等の通行について、交通誘導員を配置するなど等の十分な安全対策を図られたい。また、該当校へは事前に説明することをお願いしたい。なお、開発事業に伴い発生した問題は、事業者において解決すること。
- チ 油類等を取り扱う場合は、当該物質が流出しないように漏れ防止対策を講ずるように努めること。
- (2) 地元住民からの意見
- ア 境界上に側溝が新設されたが、今後、落葉等による溝の詰りにより、臭気、蚊等の発生が予想されるので、溝蓋を設置していただきたい。
- イ 新設土地のかさ上げ工事により、隣接住宅へ容易に侵入できる状態となっている。境界フェンスの仕様については、騒音、排ガスおよび防犯の観点から、早急に仕様を検討し、説明会を実施していただきたい。
- ウ 平成 24 年 12 月 1 日の説明会で提示された図面と、平成 25 年 2 月 1 日の説明会で提示された図面に違いがあり、説明会において説明していただきたい。
- エ 24 時間営業について、2 階駐車場への昇降スロープ部分での対策、近隣住宅への騒音対策、アイドリング等排ガス対策、昼夜の勤務対応、駐車場区分等について、説明会において説明していただきたい。
- オ 交通量の増加が想定されるため、恒常的に 24 時間体制で警備員の配置をお願いしたい。また、交通量増加に対する緩和策、不法駐車対策について、具体的な案を提示していただきたい。
- カ 24 時間営業のため、治安面の悪化が懸念されるので、警備員を常駐させ、定期巡回等をしてもらいたい。また、ゲームセンター等子どものたまり場になる施設の設置はやめていただきたい。
- キ 工事期間中、特に騒音、振動、臭気、ほこり等の発生が予測される場合は、近隣住民に事前に連絡してもらいたい。また工事が完了するまで定期会合を開催し、要望、疑問点について丁寧に対応していただきたい。
- ク 搬入車両について、住宅街を通過禁止とし、湖岸道路側からの経路を設定していただきたい。
- ケ 荷捌き可能時間が 24 時間となっているが、日中の時間帯に限定していただきたい。また、搬入車両の待機所が 1 台のため、前面道路にアイドリング状態にて車両が並ぶようになると、騒音や排気ガス、渋滞の原因になるため、敷地内にて待機できるようにスペースの確保、荷捌き時間の徹底管理を行い、路上駐停車はやめていただくよう、ルールを徹底していただきたい。
- コ 出入口に最も近い駐車場（12 番）に車を停めると、湖岸側からの歩行者が死角となって非常に危険なため 12 番およびその隣の駐車場は使用不可としていただきたい。
- サ 夕照タウンの戸数から考えると、駐輪場が 24 台と少なく、周囲での駐輪により歩行の妨げになるため、駐輪スペースを増やしていただきたい。また、放置自転車・放置車両などのトラブルがないよう、駐輪・駐車場についても、24 時間管理体制を徹底していただきたい。
- シ 利用者からのゴミ対策を徹底していただきたい。

ス 開店後も定期的または必要に応じて地域住民との協議の場を持っていただきたい。また、問題が発生した際には速やかに対応していただける体制を整備していただきたい。

セ 閑静な住宅街の中で 24 時間営業である必要性がない。営業時間を見直していただきたい。

ソ 騒音予測地点 A および a において、予測値が夜間の規制基準値を超えているため、対策を行っていただきたい。

3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 - 1

大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町 3 - 1

(2) 縦覧期間 平成 25 年 5 月 17 日から平成 25 年 6 月 17 日まで